

会員規約

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人みつくすと称す。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を明石市小久保6-9-18に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象に、主に就園前の児童及び園児とその親に対して、就園困難な年齢層を含む保育と発育相談、子育てを介した地域交流に関する事業を行い、子どもの発達と成長に応じたリズムのある保育を行うことによって、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第5条 正会員の入会についての条件は特に定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかにその理由を付した書面により本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第6条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を継続して1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。但し、議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会員規約に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の拠出金は、理由の如何を問わず返還しない。

(公序良俗義務)

第11条 会員は、公序良俗の原則に従い、当法人の発展に寄与すること。